

平成 27 年 3 月 11 日
平 26 財 第 96 号

建設工事入札参加者 各位

諏訪市長 山 田 勝 文

公共工事の入札に係る内訳書の提出等について

平成 26 年 6 月 4 日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号。以下「改正法」という。）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）が改正され、ダンピング受注の防止（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止をいう。）等のための措置として、**建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました（入札契約適正化法第 12 条）。**また、**提出された内訳書について、地方公共団体の長がその内容の確認等必要な措置を講ずべき旨の責務が規定されました（入札契約適正化法第 13 条）。**これらの規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとされました。

このことを受けて、平成 27 年 4 月 1 日以後において執行する公共工事の入札につきましては下記のとおり取り扱いますので、入札の適正な執行につきましてご協力をお願いいたします。

また、公共工事における施工体制台帳の作成及び提出につきまして、下記のとおり義務付けの対象となる工事の範囲が変更されますので、当該台帳の適正な整備につきましてご協力をお願いいたします。

記

第1 公共工事の入札に係る内訳書の提出について

- 1 平成 27 年 4 月 1 日以後に執行する建設工事の入札につきまして、入札書の提出と同時に、別添「工事費内訳書例」に示す内容を具備した内訳書（様式は任意とする。）の提出をお願いいたします。なお、内訳書の提出を必要とする入札は、当該入札における初回の入札のみとし、その入札において再度の入札がある場合には、内訳書の提出は必要ありません。また、一度提出された内訳書は、書換え、引換え又は撤回することができませんのでご留意をお願いします。

- 2 次に掲げる場合については、その内訳書に係る入札書が無効となりますのでご注意ください。
 - (1) 内訳書の提出がない場合
 - (2) 内訳書に示された総額と入札書に記載された金額とが相違する場合（内訳書の金額に係る千円未満の端数処理（切り捨てた場合に限る。）による相違を除く。）
 - (3) 内訳書に記載された日付、工事名又は工事場所に誤記があり、当該入札書との同一性が判別できない場合
 - (4) その他あて先若しくは署名に著しい誤記がある場合、署名に押印がなされていない場合その他適正な入札の執行を妨げると入札執行官が判断した場合
- 3 提出された内訳書は、開札時において入札執行官又はその補助者により確認いたします。なお、開札時以後においても、その内訳書に疑義が生じた場合は、当該内訳書を作成した建設業者に対し、当該疑義の照会をし、その説明を求めることがあります。
- 4 提出された内訳書のうち落札者又は落札候補者から提出のあった内訳書以外の内訳書については、その工事書類等の保存年限に関わらず、発注者において任意に処分させていただきますのでご承知置きください。

第2 公共工事における施工体制台帳の作成及び提出について

- 1 現在、特定建設業者が元請となる下請契約額が合計 3,000 万円以上となる工事について契約日後工事開始日前に施工体制台帳を作成し、及び提出していただいておりますが、平成 27 年 4 月 1 日以後においてはその下限が撤廃され、下請契約を締結する全ての公共工事について施工体制台帳を作成し、及び提出していただくこととなります。

以上